

1 「幕別町地域公共交通確保対策協議会規約」等の決定について

(1) 幕別町地域公共交通確保対策協議会の設置

地域における住民の生活に必要な公共交通の確保対策に係る計画の策定及び実施に関する事項を協議するために設置する。

この協議会は、平成 23 年 6 月に施行された「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」に基づく協議会¹であるとともに、「道路運送法」に基づく地域公共交通会議²の機能も有する。

協議会は、幕別町副町長、北海道運輸局帯広運輸支局長が指名する者、北海道十勝総合振興局長が指名する者、関係する道路管理者が指名する者、帯広警察署長が指名する者、一般旅客自動車運送業者の代表、住民又は利用者の代表、その他協議会が必要と認める者で組織する。

¹ 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」に基づく協議会～国庫補助を受けてコミュニティバス等を運行するために必要な計画の策定及び実施に関する事項を協議するための協議会。

² 「道路運送法」に基づく地域公共交通会議～市町村運営有償運送（町営バス）の運行について、道路運送法の規定に基づく登録の際に必要なとなる、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項等を協議するための会議。

幕別町地域公共交通確保対策協議会規約（案）

平成 24 年 1 月 24 日 決定

（目的）

第 1 条 幕別町地域公共交通確保対策協議会（以下「協議会」という。）は、地域の公共交通の確保対策に係る計画（以下「計画」という。）の策定及び計画の実施並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要な公共交通の確保など、地域内の公共交通に関する事項を協議するため設置する。

（事務所）

第 2 条 協議会の事務所は、幕別町本町 130 番地幕別町役場内に置く。

（事業）

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第 4 条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 幕別町副町長
 - (2) 北海道運輸局帯広運輸支局長が指名する者
 - (3) 北海道十勝総合振興局長が指名する者
 - (4) 関係する道路管理者が指名する者
 - (5) 帯広警察署長が指名する者
 - (6) 一般旅客自動車運送事業者の代表
 - (7) 住民又は利用者の代表
 - (8) その他協議会が必要と認める者
- 2 前項の委員の任期は 2 年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第 5 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 監査委員 2 名

（会長）

第 6 条 会長は、幕別町副町長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

(副会長)

第7条 副会長は、会長が指名する。

- 2 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(監査委員)

第8条 監査委員は、会長が指名する。

- 2 監査委員は、監査の結果を会長に報告する。

(会議)

第9条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、代理の者を出席させることができるものとする。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出、会議の出席又は助言等を求めることができる。
- 6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第11条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第12条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、幕別町企画室に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用弁償を支給する。ただし、協議会委員のうち行政機関等の職員については支給しない。

2 前項の規定により支給する報酬及び費用弁償の額は、幕別町の例によるものとする。

(協議会が解散した場合の措置)

第 16 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散のその日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(委任)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 24 年 1 月 24 日から施行する。

幕別町地域公共交通確保対策協議会分科会規程（案）

平成 24 年 1 月 24 日 決定

（趣旨）

第 1 条 この規程は、幕別町地域公共交通確保対策協議会規約（以下「規約」という。）第 12 条第 2 項の規定に基づき、幕別町地域公共交通確保対策協議会（以下「協議会」という。）の分科会（以下「分科会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 分科会は、規約第 3 条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うものとする。

（組織）

第 3 条 分科会の委員は、別表に掲げる者とする。

2 分科会は、前項に規定する委員のほか、必要に応じて関係者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（分科会長）

第 4 条 分科会に分科会長を置く。

2 分科会長は、委員の互選により定める。

3 分科会長は、分科会を代表し、その会務を総理する。

（副分科会長）

第 5 条 副分科会長は、分科会長が指名する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐して分科会の業務を掌理し、分科会長に事故あるとき又は分科会長が欠けたときは、分科会長の職務を代理する。

（会議）

第 6 条 分科会は、分科会長が招集し、議長となる。

2 分科会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ分科会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

（協議結果の取扱い）

第 7 条 分科会において協議を行った事項については、協議会へ報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成 24 年 1 月 24 日から施行する。

別表（第3条関係）

	構 成 員
1	幕別地区公区長の代表
2	札内地区公区長の代表
3	南幕別地区公区長の代表
4	忠類地区公区長の代表
5	幕別町商工会の代表
6	幕別町社会福祉協議会の代表
7	幕別町民生委員児童委員協議会の代表
8	幕別町消費者協会の代表
9	幕別町PTA連合会の代表
10	幕別町老人クラブ連合会の代表
11	幕別町障害者（児）団体連絡協議会の代表

幕別町地域公共交通確保対策協議会事務局規程（案）

平成 24 年 1 月 24 日 決定

（趣旨）

第 1 条 幕別町地域公共交通確保対策協議会規約第 13 条第 4 項の規定に基づき、幕別町地域公共交通確保対策協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事。
- (2) 協議会の資料作成に関する事。
- (3) 協議会の庶務に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項に関する事。

（職員等）

第 3 条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、幕別町企画室長をもって充てる。
- 3 事務局員は、幕別町の企画室職員をもって充てる。

（専決事項）

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関する事。
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関する事。
- (3) 物品及び現金の出納に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

（文書の取扱い）

第 5 条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、幕別町において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第 6 条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、幕別町において定められている公印の取扱いの例による。

（雑則）

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、幕別町の例によるものとする。

附 則
この規程は、平成 24 年 1 月 24 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者	
幕別町地域 公共交通確 保対策協議 会会長の印	<table border="1"><tr><td>幕別町地域 公共交通確 保対策協議 会会長之印</td></tr></table>	幕別町地域 公共交通確 保対策協議 会会長之印	古印体	18 × 18	会長名を もって発 する文書	1	事務局長
幕別町地域 公共交通確 保対策協議 会会長之印							

幕別町地域公共交通確保対策協議会財務規程（案）

平成 24 年 1 月 24 日 決定

（趣旨）

第 1 条 この規程は、幕別町地域公共交通確保対策協議会規約（以下「規約」という。）第 14 条の規定に基づき、幕別町地域公共交通確保対策協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第 2 条 協議会の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

4 会長は、第 2 項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに幕別町長に報告しなければならない。

（予算の補正）

第 3 条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第 4 項の規定を準用する。

（予算区分）

第 4 条 歳入予算の款、項及び目の区分は別表第 1 のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第 2 のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第 1 及び別表第 2 に定める以外の項及び目を定めることができる。

（出納及び現金等の保管）

第 5 条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（協議会出納員）

第 6 条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

（収入及び支出の手続き）

第 7 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、幕別町の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

る。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

3 前項の簿冊は、会計年度終了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第8条に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により、協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに幕別町長に送付しなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、幕別町の例によるものとする。

附 則

この規程は、平成24年1月24日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費